

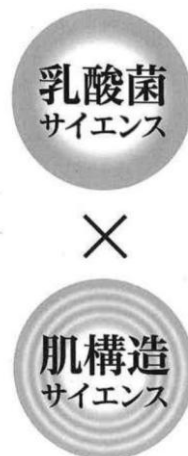
「図形と文字の組合せ」と「図形と文字の組合せ」の結合 商標につき文字部分の分離観察が否定された事例— 「乳酸菌サイエンス×肌構造サイエンス」商標事件

知財高裁令和8年4月15日判決（令和7年(行ケ)第10098号 審決取消請求事件）

知的財産法研究会
弁護士・弁理士 辻村 和彦

第1 事案の概要

- 1 本件は、商標登録出願の拒絶査定に対する不服審判請求について、特許庁が、本願商標を分離観察した結果、本願商標は引用商標と類似する等として商標法4条1項11号に該当することを理由に請求不成立とした審決（本件審決）の取消しを求める事案である。これに対し、本件判決は、本願商標の分離観察を認めずに一体不可分のものとして捉えた結果、本願商標は引用商標と類似しないとして本件審決を取り消しており、本件判決と本件審決とは、その評価・判断及び結論を異にしている。
- 2 本願商標は以下のとおりである。
【出願番号】 商願2023-93738
【出願日】 令和5年8月23日
【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第3類】

【指定商品（指定役務）】 化粧品、せっけん類

3 引用商標は以下のとおりである。

【登録番号】 商標登録第6777953号

【登録日】 令和6年2月9日

【登録商標（標準文字）】 肌構造サイエンス

【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第3類 せっけん類、化粧品

第2 本件審決の内容

1 本願商標の構成

本願商標は、

上段：外側から中央に向けて灰色から白色にグラデーションが施された円図形内に「乳酸菌」と「サイエンス」の文字を上下二段に表し、

中段：乗算記号と理解される「×」の記号を配し、

下段：グラデーションが施された灰色の線により描かれた年輪様の図形内に「肌構造」と「サイエンス」の文字を上下二段に表した

構成よりなる結合商標である。

2 本願商標の分離観察の可否

(1) リラ宝塚事件最高裁判決のみを引用

複数の構成部分を組み合わせた結合商標については、各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められない場合は、一つの称呼、観念が他人の商標の称呼、観念と同一又は類似であるといえないとしても、他の称呼、観念が他人の商標のそれと類似するときは、両商標はなお類似するものと解するのが相当である（最高裁昭和37年(オ)第953号同38年12月5日第一小法廷判決・民集17巻12号1621頁参照）。

(2) 上段、中段及び下段の各構成部分の分離観察の可否－可能

本願商標の上段、中段及び下段の各構成部分を常に一体不可分のものとして認識しなければならない理由は見いだせない。

(理由)

① 本願商標の上段、中段及び下段の各構成部分は、相互に一定の間隔を空けて、重なり合うこともなく配置されていることから、それぞれが独立したものであるとの印象を与え、視覚上分離して認識される。

② 各構成部分が、観念的に密接な関連性を有しているとは認められない。

③ 構成全体から生ずる「ニューサンキンサイエンスカケルハダコウゾウサイエンス」の称呼は相当冗長である。

(3) 下段部分の称呼及び観念

下段部分につき「ハダコウゾウサイエンス」の称呼が生じ、「肌の構造についての科学」ほどの観念を生じる。

(理由)

① 下段部分の「肌構造」及び「サイエンス」の文字は、文字の大きさがやや異なるものの、